**平成２２年（フ）第１１１号**
長野県上田市蒼久保500番地　市住83号
債務者　浜田千代子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第８２号**
長野県伊那市東春近1089番地　井上明方、住民票上の住所長野県伊那市山寺1470番地　羽場荘２号
債務者　井上　健司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２２年（フ）第８３号**
長野県伊那市東春近1089番地、住民票上の住所長野県伊那市山寺1470番地　羽場荘２号
債務者　井上　照美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２２年（フ）第８５号**
長野県上伊那郡南箕輪村3110番地１　浅間塚団地３号
債務者　白鳥　昭博
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２２年（フ）第８６号**
長野県伊那市境1946番地　マイタウン伊那404号
債務者　中原　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２２年（フ）第８８号**
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8700番地８志峰ハイツ206
債務者　米田　博之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２２年（フ）第４０７号**
兵庫県宝塚市泉町11番22号
債務者　坂田豊子こと　李　　豊子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第４４３号**
兵庫県川辺郡猪名川町柏原字上垣内18番地
債務者　印藤シヅ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１０４号**
兵庫県豊岡市若松町２番28号
債務者　仲島　節子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１８９号**
松江市西津田１丁目10番22―103号　マンション松原
債務者　錦織　　保
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９５号**
島根県雲南市三刀屋町古城753番地
債務者　千葉　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８２号**
広島県呉市西谷町13番４号
債務者　亀本　千明
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１８３号**
広島県呉市西谷町13番４号
債務者　亀本そよ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１８４号**
広島県呉市西谷町13番４号
債務者　亀本　貴明
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１９０号**
広島県呉市広古新開７丁目２番26号
債務者　村上　芳徳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１９２号**
広島県呉市仁方西神町39番９号
債務者　橋本　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１９８号**
広島県呉市広本町１丁目13番５号
債務者　ギフトショップあいこと　手島　　睦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１３７号**
鹿児島県垂水市田神76番地
債務者　谷山　文男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係